

重要事項説明書

記入年月日	2024年7月1日
記入者名	田平 圭一
所属・職名	さわやかひがしおおさか館 施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしきかいしゃさわやかくらぶ 株式会社さわやか倶楽部		
主たる事務所の所在地	〒 802 - 0044 福岡県北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号		
連絡先	電話番号/FAX番号	093-551-5555 / 093-513-3222	
	メールアドレス	office@sawayakclub.jp	
	ホームページアドレス	http://www.sawayakclub.jp/	
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 山本 武博 (やまもと たけひろ)		
設立年月日	平成 16年12月1日		
主な実施事業	※別添1 (別を実施する介護サービス一覧表)		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)さわやかひがしおおさかかん さわやかひがしおおさか館		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
所在地	〒 578-0935 大阪府東大阪市若江東町5丁目3-20		
主な利用交通手段	近鉄奈良線 若江岩田駅より車で約10分		
連絡先	電話番号/FAX番号	06-6729-5546 / 06-6729-5547	
	ホームページアドレス	http://www.sawayakclub.jp/higashiosakakan/	
管理者(職名/氏名)	施設長 管理者 / 田平 圭一 (たひら けいいち)		
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日・登録日(登録番号)	2018年2月1日 /		

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775013986	所管している自治体名	東大阪市
特定施設入居者生活介護 指定日	令和 6年2月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775013986	所管している自治体名	東大阪市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	令和 6年2月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり					
	賃貸借契約の期間	平成	31年3月28日			～	令和	21年3月27日			
	面積	2,899,4 m ²									
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり					
	賃貸借契約の期間	平成	31年3月28日			～	令和	21年3月27日			
	延床面積	4,891,1 m ² (うち有料老人ホーム部分						3,776,8 m ²)			
	竣工日	平成	29年12月26日			用途区分	介護付有料老人ホーム				
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：							
	構造	鉄骨造		その他の場合：							
	階数	5階		(地上			5階、地階		0階)		
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性										
居室の状況	総戸数	125戸		届出又は登録(指定)をした室数			94室 (特定施設)				
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積(※)	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)		
	介護居室個室	○	○	×	×	○	13.59	66	1R 定員1名		
	介護居室個室	○	○	×	×	○	13.98	4	1R 定員1名		
	介護居室個室	○	○	×	×	○	13.61	3	1R 定員1名		
	介護居室個室	○	○	×	×	○	13.63	6	1R 定員1名		
	介護居室個室	○	○	×	×	○	14.15	6	1R 定員1名		
	介護居室個室	○	○	×	×	○	13.44	3	1R 定員1名		
	介護居室個室	○	○	×	×	○	15.03	6	1R 定員1名		
	(※)面積表示について	トイレ・収納設備等を含む内法面積で表示している									
共用施設	共用トイレ	6ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			0ヶ所				
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			6ヶ所				
	共用浴室	個室		3ヶ所		大浴場		3ヶ所			
	共用浴室における介護浴槽	機械浴		1ヶ所		ヶ所		その他：			
	食堂	3ヶ所		面積		252.8 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		あり	
	機能訓練室	ヶ所		面積		140.2 m ²					
	エレベーター	あり (ストレッチャー対応)									1ヶ所
	廊下幅	最大	2.8 m		最小	1.8 m		(両手すり設置後の内法幅)			
	汚物処理室	4ヶ所									
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室 あり			
	通報先	ケアステーション			通報先から居室までの到着予定時間			1分			
その他											
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備		あり			
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)								
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2回			

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		当施設の運営については、介護付有料老人ホーム「さわやかひがしおおさか館」が居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者が心豊かに、明るく生活できるよう配慮致します。
サービスの提供内容に関する特色		入居者様の人格を尊重し、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え各個人に応じた適切なサービスに努めます。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施・委託	給食委託：株式会社布施マルタマフーズ
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	洗濯委託：野口株式会社 給食委託：株式会社布施マルタマフーズ
健康管理の支援（供与）	自ら実施・委託	医療法人社団 鐘交会 あおぞら診療所 等
状況把握・生活相談サービス		自ら実施
提供内容		
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	協力医療機関 医療法人 桜希会 東朋八尾病院
	提供方法	年2回 健康診断の実施
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、管理者です。 ②従業員に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④3ヵ月に1回以上、虐待防止の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従業員に周知し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1ヵ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1ヵ月毎行う。） ②経過観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④3ヵ月に1回以上、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従業員に周知し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。 ⑤身体拘束等の適正化のための指針を整備する。 ⑥介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<p>計画作成担当者は、適切な方法により、利用者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、(介護予防)特定施設サービス計画書を作成する。</p> <p>計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき問題に基づき、他の特定施設従業者と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ(介護予防)特定施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。また、(介護予防)特定施設サービス計画を作成した際には、利用者に交付する。計画作成担当者は、(介護予防)特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、(介護予防)特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて(介護予防)特定施設サービス計画の変更を行う。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	高齢者の健康に配慮した食事を3食とおやつを提供する。特に、医師による指示がある場合には、その指示に従って特別の食事(ミキサー食、きざみ食を含む)を提供します。なお必要に応じて随時、介助を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴は隔日とし、職員が入浴準備と入浴介助を行う。必要がある場合は、特殊浴槽を使用するものとする。身体状況によっては、入浴できない場合もあるため清拭にて対応します。なお必要に応じて随時、介助を行います。
	排泄介助	必要に応じて随時、介助を行います。
	更衣介助	必要に応じて随時、介助を行います。
	移動・移乗介助	あり
	服薬介助	あり
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	活力朝礼時に集団リハビリテーションやケアプランに基づく機能訓練を実施します。
	レクリエーションを通じた訓練	文化、余暇利用活動や運動・娯楽等のレクリエーションを通して機能訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	あり
その他	創作活動など	あり
	健康管理	入居者の健康状況を確認する機会を設けるために、訪問ドクターと連携を取ります。また、随時必要と認められる時(入浴時・特変時等)に、入居者の体温、血圧、脈拍等の確認を行います。
施設の利用に当たっての留意事項		(介護予防)特定施設入居者生活介護運営規程 第10条参照
その他運営に関する重要事項		(介護予防)特定施設入居者生活介護運営規程 第10条参照
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		あり

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算		なし
	生活機能向上連携加算		なし
	個別機能訓練加算（Ⅰ）		なし
	個別機能訓練加算（Ⅱ）		なし
	A D L維持等加算		なし
	夜間看護体制加算	（Ⅱ）	あり
	若年性認知症入居者受入加算		なし
	協力医療機関連携加算	（Ⅱ）	あり
	口腔・栄養スクリーニング加算		なし
	科学的介護推進体制加算		なし
	退院・退所時連携加算		なし
	退居時情報提供加算		なし
	看取り介護加算		なし
	認知症専門ケア加算		なし
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		なし
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		なし
	新興感染症等施設療養費		なし
	生産性向上推進体制加算		なし
	サービス提供体制強化加算		なし
	介護職員等処遇改善加算	（Ⅲ）	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり	（介護・看護職員の配置率） ： 以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	
主たる事務所の所在地	
事務者名	
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	医療法人寿山会 喜馬病院
	住所	東大阪市岩田町4丁目2-8
	診療科目	内科、外科、整形外科
	協力科目	内科、外科、整形外科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合 夜間時の緊急対応
	名称	医療法人 入野医院
	住所	大阪市浪速区元町2-3-19
	診療科目	内科
	協力科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合 夜間時の緊急対応
	名称	中川医院
	住所	東大阪市菱屋西4-9-9
	診療科目	皮膚科
	協力科目	皮膚科
	協力内容	訪問診療
		その他の場合
名称	医療法人社団 交鐘会 あおぞら在宅診療所 大阪はなてん	
住所	大阪市鶴見区今津中1-10-19	
診療科目	内科、循環器内科	
協力科目	内科、循環器内科	
協力内容	訪問診療、急変時の対応	
	その他の場合 夜間時の緊急対応	
	名称	のいり眼科
	住所	東大阪市近江堂2丁目10-13
	診療科目	眼科
	協力科目	眼科
	協力内容	訪問診療
その他の場合		
協力歯科医療機関	名称	鴻池ファミリー歯科
	住所	東大阪市鴻池本町2番5号
	協力内容	訪問診療
その他の場合		

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他の場合	
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容
	便所の変更		変更の内容
	浴室の変更		変更の内容
	洗面所の変更		変更の内容
	台所の変更		変更の内容
	その他の変更		変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	60歳以上の自立の方。介護保険法における、要支援1から要介護5までの認定を受けた65歳以上の高齢者及び第2号被保険者。		
契約の解除の内容	<p>・以下のいずれかに該当する場合に、契約は終了するものとします。</p> <p>1、 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書第15条の契約の終了事由に該当した場合</p> <p>2、 入居者からの契約解除に基づき解除をおこなった場合</p> <p>3、 事業者からの契約解除に基づき解除を通告し、予告期間が満了した場合</p> <p>・入居者は以下に該当した時は30日以上前に規程様式の解約届を事業者に提出し、契約を解除することができます。</p> <p>1、 利用料金の変更について同意することができない場合。</p> <p>2、 利用者が入院した場合。</p> <p>3、 入居者及び身元引受人が退去を希望する場合。</p> <p>・利用者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。</p> <p>1、 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく特定施設サービスを実施しない場合。</p> <p>2、 事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反したとき。</p> <p>3、 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他重大な事情が認められる場合。</p> <p>4、 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。</p> <p>・事業者は以下に該当した時は、30日以上予告期間をもって契約を解除することができます。ただし下記の項目4については予告期間は設けません。</p> <p>1、 他の入居者の生活、又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。</p> <p>2、 利用料等の支払いを3ヶ月以上滞納したとき。</p> <p>3、 入居時の提出書類で虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。</p> <p>4、 入院、外出等で3ヶ月以上居室を利用できなくなったとき。</p> <p>5、 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。</p> <p>6、 その他、利用契約の条項に反したとき。</p>		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	(介護予防)特定施設入居者生活介護利用契約書第18条	
	解約予告期間	30日	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	2泊まで無料。以降1泊5,500円、食事込

入居定員	94 人
その他	生活のご様子をブログや広報誌に掲載することがあります。

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1		0.5	短期入所生活介護 管理者 1名
生活相談員	3	3		2	計画作成担当者 2名
直接処遇職員	40	22	18	35.1	
介護職員	35	19	16	31.1	事務職員 2名
看護職員	5	3	2	4	機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員	1		1	0.1	看護職員 1名
計画作成担当者	2	2		1	生活相談員 2名
栄養士					
調理員					
事務員	2	2		1	介護職員 2名
その他職員					
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護福祉士	3	3		
介護福祉士実務者研修修了者	3	1	2	
介護職員初任者研修修了者	5	3	2	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1		1
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (時～ 時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	0 人	0 人
介護職員	3 人	3 人
生活相談員	0 人	0 人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.6 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				あり 短期入所生活介護管理者					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	介護福祉士					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			4	3						
前年度1年間の退職者数			5	5	1				1	
就業した業務に従事した経験年数に応じた人数	1年未満	1	2	7	6	1				
	1年以上3年未満	2		7	2					
	3年以上5年未満			3	5	1			1	
	5年以上10年未満			2	3	1			1	1
	10年以上									
	備考									
従業者の健康診断の実施状況	あり 夜勤者のみ、年に2回									

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式
利用料金の支払い方式		月払い方式
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択
年齢に応じた金額設定		なし
要介護状態に応じた金額設定		なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり 内容：
利用料金の改定	条件	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案する。
	手続き	運営懇談会において入居者もしくは身元引受人に説明する

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要支援1	要介護1	
	年齢	80歳	80歳	
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室	
	床面積	18.15	18.15	
	トイレ	あり	あり	
	洗面	あり	あり	
	浴室	なし	なし	
	台所	なし	なし	
	収納	あり	あり	
入居時点で必要な費用				
月額費用の合計		168,124円	179,078円	
家賃		50,000円	50,000円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用	5,737円	16,691円	
	介護保険外	管理費	49,067円	49,067円
		食費	58,320円	58,320円
		水光熱費	約5,000円	約5,000円

備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。）
 ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。 ※契約期間の中途において消費税率の改定もしくは介護保険利用者負担金に関わる基本単位の変更が行なわれた場合には、事業者からの通知の有無にかかわらず、消費税率改定後の税率および変更後の基本単位により計算することとします。
 ※食費は1日3食おやつを含み提供。朝食、昼食、夕食各648円（消費税48円を含む）

(利用料金の算定根拠等)

家賃	当該地域における不動産賃料相場等をもとに算出	
敷金	家賃の 0 ヶ月分	
	解約時の対応	
前払金	無し	
食費	月額 58,320円(税込) 内訳:食材費29,160円 休職管理費29,160円 1日3食提供×30日計算、おやつ含む (1食あたり648円、うち食材費342円、給食管理費342円。) (欠食した場合の返金額=食材費342円×欠食数) 入院や外出等で欠食された場合は、食材費のみの返金となり、給食管理費(厨房人件費)については必要となります。また、食事の提供を必要としない場合(経管栄養等)でも、給食管理費の支払いが必要となる場合があります。	
管理費	94床施設の供用部分管理にかかる月額費用の平均は (当社施設の平均) 共用部分の月額平均管理費用・・・平均4,192,964円 これを利用者で按分すると 4,192,964円÷94名=44,606円 44,606円に消費税を加えると49,067円となる為 管理費を49,067円に設定しています。	
状況把握及び生活相談サービス費	無し	
光熱水費	居室内で使用した水光熱費については実費負担となります。約5,000円と想定しています。	
介護保険外費用	無し	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料	退去時における居室清掃・消毒にかかる費用 33,000円(税込) 退去時における補修費 実費 退去時におけるマットクリーニング 3,300円(税込)	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	介護報酬の告示上の額
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月数)	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	0人
	75歳以上85歳未満	26人
	85歳以上	65人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	10人
	要支援2	4人
	要介護1	22人
	要介護2	22人
	要介護3	11人
	要介護4	18人
	要介護5	4人
入居期間別	6か月未満	9人
	6か月以上1年未満	14人
	1年以上5年未満	54人
	5年以上10年未満	14人
	10年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		91人

(入居者の属性)

性別	男性	17人	女性	74人	
男女比率	男性	19%	女性	81%	
入居率	96.8%	平均年齢	86.9歳	平均介護度	2.12

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	4人
	社会福祉施設	2人
	医療機関	6人
	死亡者	12人
	その他	6人
生前解約の状況		0人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
	入居者側の申し出	18人 (解約事由の例) 他施設入居や、長期入院、在宅復帰

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		さわやかひがしおおさか館
電話番号 / F A X		06-6729-5546 / 06-6729-5547
対応している時間	平日	8:30~17:30
	土曜	8:30~17:30
	日曜・祝日	8:30~17:30
定休日		無し
窓口の名称 (所在市町村 (保険者))		東大阪市 福祉部 指導監査室 法人・高齢者施設課
電話番号 / F A X		06-4309-3315 / 06-4309-3848
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土・日・祝日、12/29~1/3
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談担当
電話番号 / F A X		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土・日・祝日、12/29~1/3
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅所管庁)		有料老人ホーム諸官庁 東大阪市福祉部指導監査室介護事業者課
電話番号 / F A X		06-4309-3317 / 06-4309-3848
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土・日・祝日、12/29~1/3
窓口の名称 (虐待の場合)		東大阪市 福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課
電話番号 / F A X		06-4309-3013 / 06-4309-3814
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土・日・祝日、12/29~1/3

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	東京海上日動火災保険
	加入内容	サービスの提供に伴って当事業所の責任により利用者の生、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任が生じない場合があります。
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	保険会社と協議の上、対応を行います。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	半年に1回のアンケート調査の実施	
		実施日	令和 6年3月	
		結果の開示	あり	
開示の方法	施設内での掲示または送付			
第三者による評価の実施状況		ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
開示の方法				

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	入居者代表者、身元引受人代表者 施設関係者（役員、施設長等）、第三者
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行		ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。 ・施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。 ・施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。 		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（非常災害対策計画、業務継続計画（BCP）緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく） 例） ・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
東大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項			
合致しない事項がある場合の内容			
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項			
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

- 添付書類：別添1（別の実施する介護サービス一覧表）
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）
別添3（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）
別添4（介護報酬額の自己負担基準表）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業主体が東大阪市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	あり	さわやかひがしおおさか館ショートステイ	東大阪市若江東町5丁目3-20
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援			
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	さわやかひがしおおさか館ショートステイ	東大阪市若江東町5丁目3-20
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		
<指定第1号事業>			
訪問型介護予防サービス	なし		
訪問型生活援助サービス	なし		
通所型介護予防サービス	なし		
通所型短時間サービス	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	個別の利用料で実施するサービス		備 考	
		料金※(税込)		
介護サービス	食事介助	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	なし		
	おむつ代	あり	実費	
	入浴(一般浴) 介助・清拭	なし		
	特浴介助	なし		
	身辺介助(移動・着替え等)	なし		
	機能訓練	なし		
	通院介助	あり	1,650円/時間	協力医療機関は費用発生なし。協力医療機関以外は1,650円/時間
生活サービス	居室清掃	なし		
	リネン交換	なし		
	日常の洗濯	あり	3,810円/月	実費負担。週3回・業者委託。介護度によらず同一サービス。
	居室配膳・下膳	なし		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	実費	相談して下さい。
	おやつ	あり	食費に含む	食費58,320円/月(税込)に含む。
	理美容師による理美容サービス	あり	2,100円～	訪問理美容あり。
	買い物代行	あり	1,100円/月時間	訪問販売あり。趣味品・嗜好品の場合は1,000円/時間(税抜)
	役所手続代行	なし		
金銭・貯金管理	あり	1,100円/月	預り金の申込をされた場合のみ、預り金手数料としていただきます。	
健康管理サービス	定期健康診断	あり	医療費自己負担	年2回実施
	健康相談	なし		
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	なし		
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし		
入退院のサービス	移送サービス	あり	1,650円/時間	
	入退院時の同行	あり	1,650円/時間	協力医療機関は費用発生なし。協力医療機関以外は1,650円/時間
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確に入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価 5級地 10.45円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
要支援 1	183	1,912	192	57,370	5,737	
要支援 2	313	3,270	327	98,125	9,813	
要介護 1	542	5,663	567	169,917	16,992	
要介護 2	609	6,364	637	190,921	19,093	
要介護 3	679	7,095	710	212,866	21,287	
要介護 4	744	7,774	778	233,244	23,325	
要介護 5	813	8,495	850	254,875	25,488	
加算費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		算定回数等
算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
入居継続支援加算	なし					
生活機能向上連携加算※	なし					
個別機能訓練加算(Ⅰ)	なし					
個別機能訓練加算(Ⅱ)	なし					
A D L維持等加算	なし					
夜間看護体制加算	(Ⅱ)	9	94	10	2,821	283
若年性認知症入居者受入加算	なし					
協力医療機関連携加算	(Ⅱ)	40	-	-	418	42
口腔・栄養スクリーニング加算	なし					
科学的介護推進体制加算	なし					
退院・退所時連携加算	なし					
退居時情報提供加算	なし					
看取り介護加算	なし					
認知症専門ケア加算	なし					
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	なし					
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	なし					
新興感染症等施設療養費	なし					
生産性向上推進体制加算	なし					
サービス提供体制強化加算	なし					
介護職員等処遇改善加算	(Ⅲ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護費+加算単位数) × 11.0%				

※生活機能向上連携加算
個別機能訓練加算を算定している場合、(Ⅰ)は算定できず、(Ⅱ)を算定する場合は100単位を算定する。

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあつては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・入居継続支援加算（Ⅰ）【短期利用は除く】
 1. 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
 2. 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。（テクノロジーの活用によりサービスの質の向上や業務効率化の推進を行っている場合は入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上）
 3. 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと。（人員基準違反）
- ・入居継続支援加算（Ⅱ）【短期利用は除く】
 - ・上記入居継続支援加算（Ⅰ）の2. 3の要件を満たし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。
- ・生活機能向上連携加算（Ⅰ）【短期利用は除く】
 - ・指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下、「理学療法士等」という。）の助言に基づき、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。（個別機能訓練加算を算定する場合は算定しない。）
- ・生活機能向上連携加算（Ⅱ）【短期利用は除く】
 - ・指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）【短期利用は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。（理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（6月以上の機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。））
 - ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- ・個別機能訓練加算（Ⅱ）【短期利用は除く】
 - ・個別機能訓練加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用していること。
- ・ADL維持等加算（Ⅰ）【要支援と短期利用は除く】
 - ・評価対象者全員について、評価対象開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、評価対象者の6月目の月に測定したADL値から評価対象開始月に測定したADLを控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（ADL利得）の平均値が1以上あること。
- ・ADL維持等加算（Ⅱ）【要支援と短期利用は除く】
 - ・ADL維持等加算（Ⅰ）の要件をいずれも満たしており、ADL利得の平均値が2以上あること。
- ・若年性認知症入居者受入加算
 - ・若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。
- ・夜間看護体制加算（Ⅰ）【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - ・夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・夜間看護体制加算（Ⅱ）【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
 - ・
- ・協力医療機関連携加算【短期利用は除く】

- ・協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的
的に開催している場合
- (I) 当該協力医療機関が指定居宅サービス基準第191条第2項各号に掲げる要件を満たしている場
合
- (II) (I)以外の場合

- ・口腔・栄養スクリーニング加算【短期利用は除く】
 - ・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態についてスクリーニングを行い、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報（利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- ・科学的介護推進体制加算【短期利用は除く】
 - ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- ・退院・退所時連携加算【要支援と短期利用は除く】
 - ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算するもの。また、30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入居した場合も、同様とする。
- ・退居時情報提供加算【短期利用は除く】
 - ・利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合
- ・看取り介護加算（Ⅰ）【要支援と短期利用は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
 - ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
- ・看取り介護加算（Ⅱ）【要支援と短期利用は除く】
 - ・看取り介護加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
 - ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること
 - ・協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること
 - ・感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
 - ・感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。
- ・新興感染症等施設療養費
 - ・利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行った場合

・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
- ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- ・介護機器の定期的な点検
- ・業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修

(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。

(3) 介護機器を複数種類活用していること。

(4) 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。

(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の(1)に該当していること

(2) 介護機器を活用していること

(3) 事業年度ごとに(2)及び生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

次のいずれかを満たすこと。

- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

次のいずれかを満たすこと。

- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ・前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ・前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、東大阪市長に届け出ている場合。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額:5級地(地域加算10.45%)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
要支援1	183単位/日	57,370円	5,737円	11,474円	17,211円
要支援2	313単位/日	98,125円	9,813円	19,625円	29,438円
要介護1	542単位/日	169,917円	16,991円	33,983円	50,975円
要介護2	609単位/日	190,921円	19,092円	38,184円	57,276円
要介護3	679単位/日	212,866円	21,286円	42,573円	63,859円
要介護4	744単位/日	233,244円	23,324円	46,648円	69,973円
要介護5	813単位/日	254,875円	25,487円	50,975円	76,462円
入居継続支援加算(Ⅰ)					
入居継続支援加算(Ⅱ)					
生活機能向上連携加算(Ⅰ)					
生活機能向上連携加算(Ⅱ)					
個別機能訓練加算(Ⅰ)					
個別機能訓練加算(Ⅱ)					
ADL維持等加算(Ⅰ)					
ADL維持等加算(Ⅱ)					
夜間看護体制加算(Ⅰ)					
夜間看護体制加算(Ⅱ)	9単位/日	2,821円	282円	564円	846円
若年性認知症入居者受入加算					
協力医療機関連携加算(Ⅰ)					
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	40単位/回	418円	41円	82円	123円
口腔・栄養スクリーニング加算					
科学的介護推進体制加算					
退院・退所時連携加算					
退居時情報提供加算					
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前31日以上45日以下)					
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前4日以上30日以下)					
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日以前2日又は3日)					
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日)					
看取り介護加算(Ⅰ) (看取り介護一人当たり)					
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前31日以上45日以下)					
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)					
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前2日又は3日)					
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日)					
看取り介護加算(Ⅱ) (看取り介護一人当たり)					
認知症専門ケア加算(Ⅰ)					
認知症専門ケア加算(Ⅱ)					
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)					
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)					
新興感染症等施設療養費 (月1回連続5日を限度)					
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)					
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)					
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)					

※生活機能向上連携加算
個別機能訓練加算を算定している場合、(Ⅰ)は算定できず、(Ⅱ)を算定する場合は100単位を算定する。

・1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
		57,370円	98,125円	169,917円	190,921円	212,866円	233,244円	254,875円
自己負担	(1割の場合)	5,737円	9,813円	16,991円	19,092円	21,286円	23,324円	25,487円
	(2割の場合)	11,474円	19,625円	33,983円	38,184円	42,573円	46,648円	50,975円
	(3割の場合)	17,211円	29,438円	50,975円	57,276円	63,859円	69,973円	76,462円

・本表は、
介護職員等処遇改善加算の加算額の自己負担分については別途必要となります。